

議 案 第 89 号

松戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員退職手当法等の改正に準じ、退職手当の調整率を段階的に引き下げるため。

松戸市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(松戸市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 松戸市職員退職手当支給条例（昭和28年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項を次のように改める。

5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ

100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の8第1項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第5項」とする。

6 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

附則第7項中「44年」を「42年」に改める。

附則第9項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条」に、「附則第25条」を「附則第11条」に改める。

(松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病

又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の87)を乗じて得た額が」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の松戸市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)附則第5項(新条例附則第7項及び第8項においてその例による場合を含む。)及び第6項の規定の適用については、新条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年12月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年12月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年12月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年1月1日から同年9月30日までの間においては「104分の92」とする。